



# 履行遅滞

## 06-1 履行遅滞

### 図表 債務不履行の要件・効果

	内 容
意 義	債務不履行とは、債務者が正当な理由がないにもかかわらず、債務の本旨に従った履行をしないことをいう。債務不履行には、①履行遅滞、②履行不能、③不完全履行の3つの態様がある。
要 件	<p>(1) 履行遅滞の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 履行期に履行が可能なこと</li> <li>② 履行期を徒過したこと</li> <li>③ 履行しないことが違法であること</li> </ul> <p>(2) 履行不能の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 履行期に履行することが不能であること 履行が不能であるかどうかは、物理的不能だけでなく、一般の取引観念に従って判断する。たとえば、不動産の二重譲渡がなされた場合、第二譲受人に移転登記がなされたときは、第一譲受人の移転登記請求権は、取引観念上、履行不能となる（最判昭35.4.21）。</li> <li>② 履行不能が違法であること</li> </ul>
効 果	<p>(1) 履行遅滞の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 履行の強制</li> <li>② 損害賠償請求</li> <li>③ 契約の解除</li> </ul> <p>(2) 履行不能の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 損害賠償請求</li> <li>② 契約の解除</li> </ul>

### 図表 履行期

		履行期
確定期限の定めのある債権		期限到来時（412条1項）
不確定期限の定めのある債権		①または②のいずれか早い時（412条2項） ①債務者が期限の到来後に履行の請求を受けた時 ②債務者が期限到来を知った時
期限の定めのない債権	原 則	催告時（412条3項）
	返還時期の定めのない消費貸借	催告後、相当期間経過後（591条1項）
	不法行為に基づく損害賠償請求権	不法行為時
債務不履行による損害賠償請求権		催告時（期限の定めのない債権）